

図説 株券ペーパーレス化 (未上場会社編)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.11

【要約】

昨年の法改正により、未上場会社は2004年10月1日より株券ペーパーレス化に移行することが可能となっている。

本稿は、講演会での資料に、若干の説明を加えて、未上場会社の株券ペーパーレス化について、その概要・移行手続・留意事項を簡単にまとめたものである。

【目次】

1. 概要
 - (1) 未上場会社の株券不発行制度の大枠
 - (2) 株主名簿の名義書換
 - (3) 株主名簿記載事項証明書
2. 移行手続
3. 留意事項
 - (1) 株主の留意事項
 - (2) 発行会社の留意事項
 - (3) 質権者の留意事項

1. 概要

(1) 未上場会社の株券不発行制度の大枠

未上場会社の株券不発行制度の大枠をまとめると次のようになる。

図表1 未上場会社の株券不発行制度

株主の権利	株主名簿の名義書換が会社・第三者に対する対抗要件。
株式の譲渡	原則、当事者の同意。株主名簿の名義書換が第三者対抗要件。
株主名簿の名義書換	原則、名義人と譲受任とが共同で請求する。
少数株主権の行使	株主名簿の名義書換が必要。
質権の設定(登録質)	株主名簿に記載。
質権の設定(略式質)	不可。ただし、株券不発行制度の導入前の略式質権者には経過措置あり。
対象会社	株券不発行の定款変更を行った会社のみ(定款自治)。
施行	2004年10月1日

(2) 株主名簿の名義書換

株券不発行制度を導入した未上場会社の株式は、原則として、当事者の合意（契約など）があれば売買できる。

ただし、原則として、名義人と取得者が共同で請求するなどして名義書換を行わないと、自分の権利を第三者に主張できない。

DIR

図表2 株主名簿の名義書換手続

名義書換(商206の2)：

- 売買自体は、当事者の合意(契約締結など)で成立。
- 名義書換がなければ、株式の移転を第三者に対抗できない(第三者対抗要件)。

- 株券廃止会社(未公開)の名義書換手続
 - 名義人と取得者の共同請求(原則的な方法)
 - 取得者の単独請求(確定判決を得て請求など)
 - 請求なしに名義書換(株式交換で完全子会社化など)

株主名簿の名義書換が、取得者の単独請求のできる場合としては、次のものがある。

DIR

図表3 株主名簿の名義書換手続

- 取得者による単独請求での名義書換
 - 確定判決を得て申請
 - 和解調書等を提出して申請
 - 株式譲渡制限会社の株式の譲渡承認申請・相手方指定請求に伴う先買権者が、代金支払等を証明する書面を提出して申請
 - 所在不明株主の株式の競売が行われ、取得者が代金納付を証明する書面を提出して申請
 - 相続等を証明する書面を提出して申請

名義書換の申請がなくても、発行会社サイドで名義書換を行う場合としては、次のものがある。

DIR

図表4 株主名簿の名義書換手続

■ 請求なしに名義書換

- 株式交換・移転で完全子会社化
- 新株予約権行使、合併、株式分割、株式交換などで会社がその保有する自己株式を移転
- 会社が株式買取請求権を行使した株主に対して代金を支払ったとき
- 所在不明株主の株式の競売以外の方法による処分が行われ、代金の支払があったとき

(3) 株主名簿記載事項証明書

株券不発行制度を採用した会社には、株券が存在しないため、株主は自分の権利を証明することが難しい。そこで、株主は、会社に対して証明書の発行を請求できる。

なお、上場会社の場合は、発行会社ではなく口座を開設した証券会社等に証明書発行を請求することとなる。

DIR

図表5 株主名簿記載事項証明書

株主名簿記載事項証明書(商206の2):

■ 株券廃止会社(未公開)の株主は会社に対して株主名簿の記載事項を証明する書面の交付を請求できる。

- 株主には株主名簿の閲覧・謄写権も認められているが(商263)、それだけでは証明力は不十分。
- そこで、発行会社から(より証明力の強い)証明書が交付される。
- なお、上場会社の場合、発行会社ではなく口座管理機関等が証明書を交付する。

2 . 移行手続

未上場会社の場合、上場会社のように一斉・強制的に株券不発行制度に移行する訳ではない。未上場会社が株券不発行制度に移行する場合は、個別の会社ごとに下記のような手続をとる必要がある。

DIR

図表6 移行手続

【株主総会】

- 特別決議により「株券ヲ発行セザル旨」の定款変更

【公告・通知】

- 期日の2週間前までに、下記事項を公告し、かつ、株主・登録質権者に個別通知
 - 株券不発行制度採用の定款変更決議があった旨
 - 一定の期日に株券が無効となる旨

【効力発生日】

- 株券廃止、株券不発行制度適用開始

【登記】

- 株券不発行の登記(本店所在地では2週間以内、支店所在地では3週間以内)

3 . 留意事項

(1) 株主の留意事項

未上場会社の株券不発行制度の採用に当たって、株主が留意すべき事項としては次のものが挙げられるだろう。

DIR

図表7 株主の留意事項

【失念株主の問題】

- 善意取得に関する規定がないことから権利を失うことはないとの見方が有力
- ただし、第三者対抗要件を具備するためには、共同請求などによる名義書換が必要

【株主の権利証明】

- 株主名簿記載事項証明書の交付申請
- 株主名簿の閲覧・謄写のみでは証明力は不十分か。

(図表7の補足説明 失念株主について)

株主名簿の名義変更を忘れたまま株券不発行制度が採用されたとしても、株主(失念株主)は、直ちに権利を失う訳ではない、との見方が有力である。

ただ、少なくとも、第三者に権利を主張する根拠(第三者対抗要件)を失った不安定な地位に陥ることは間違いない。また、第三者対抗要件である名義書換も、株券不発行制度採用後は、手続が煩瑣になる。そのため、できるだけ事前に名義書換を完了させておく方がよいだろう。


(図表7の補足説明 株主の権利証明について)

前記1.(3)でも説明したように株券不発行制度移行後は、株券がなくなることから、自らの権利を確認・証明することが難しくなる。

そのため、株主名簿記載事項証明書を発行会社に請求するなどの方法で、自分の権利の確認・証明を確実に行う必要があるだろう。

(2)発行会社の留意事項

未上場会社が株券不発行制度に移行するに当たり、発行会社の留意点をまとめると次のようになる。



図表8 発行会社の留意事項

【株主名簿管理】

- 株主名簿の名義書換が第三者対抗要件
- 発行会社として責任ある証明書の発行義務

【株券不発行と上場】


- 上場会社は一斉移行
- 近日中に上場予定のある会社の対応は？

【株式譲渡制限会社】

- 株式譲渡制限会社には、株主からの請求がない限り株券発行不要との特例も設けられる(商226 但書)
- 株券不発行制度とどちらを選択するか？

(3) 質権者の留意事項

未上場会社が株券不発行制度に移行するに当たり、その会社の株式について質権を有する者（質権者）の留意点をまとめると次のようになる。



図表9 質権者の留意事項

【略式質の権利関係】


- 株券不発行制度の下では略式質は不可（登録質のみ）。
- 既存の略式質権者には特例措置（ 3.3.4 ）あり。

【株券不発行制度移行の確認】

- 株券不発行制度移行に関する個別通知は登録質権者のみ（略式質権者の手掛かりは公告のみ）
- 公告を見逃した略式質権者が第三者対抗要件を回復する方法は？
 - 株主（質権設定者）に株主名簿への登録手続を要請
 - 訴訟により株主（質権設定者）に登録手続を要求

特に、既存の略式質権者の場合、株券不発行制度の下では、担保となっている株券が無効となることから、自分の質権に基づく権利を主張する根拠を失うことになる。

そこで、既存の略式質権の権利関係を確保するためには、次の図表 10 の特例を受けるための手続が必要となる。



図表10 質権者の留意事項

～ 既存の略式質権者の特例 ～

特例登録質（商351 ）：

■ 既存の略式質権者が次の手続をとれば、株券不発行制度移行後も略式質の権利関係を維持。

- 略式質権者が定款変更の効力発生日の前日までに発行会社に対して株主名簿への記載請求
- 会社は、その略式質権者について下記の事項を株主名簿に記載
 - 氏名
 - 住所
 - 略式質権者の請求により記載した旨